

いなべ市第2期障害福祉計画

【案】

平成20年 12月

いなべ市

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画において定めるべき事項	4
5 障害保健福祉圏域	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
1 手帳所持者数の状況	6
2 身体障害者手帳所持者数の状況	7
3 療育手帳所持者数の状況	8
4 精神障害者保健福祉手帳の状況	8
第3章 サービス利用の現状	9
1 障害程度区分認定の状況	10
(1) 支給決定者数・受給者数の推移	10
(2) 受給者の障害程度区分認定の状況	12
2 障害福祉サービスの利用状況	13
(1) 訪問系サービスの利用状況	13
(2) 日中活動系サービスの利用状況	14
(3) 短期入所の利用状況	16
(4) 居住系サービスの利用状況	17
(5) 相談支援の利用状況	18
第4章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	20
2 基本的視点	21
3 第2期計画における重点施策	22
(1) 障害がある子どもへの支援体制づくり	22
(2) 障害がある人が働けるしくみづくり	24
4 目標値の設定	27
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	27

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	27
(3) 福祉施設から一般就労への移行	28
第 5 章 障害福祉サービスの見込み	29
(1) 訪問系サービスの提供	30
(2) 日中活動系サービスの提供	31
(3) 居住系サービスの提供	36
(4) 相談支援（サービス利用計画の作成）	37
第 6 章 地域生活支援事業の見込み	39
(1) 必須事業	40
(2) 任意事業	43
第 7 章 地域生活支援体制の整備	45
(1) 障害者自立支援法の浸透	46
(2) サービス提供事業者の育成・確保	46
(3) 自立支援協議会の充実	46
(4) 就労支援の充実	47
第 8 章 計画の評価・推進体制	49
(1) 庁内の推進体制	50
(2) 県・周辺自治体との連携	50
(3) 評価体制	50

第 1 章 計画の基本的な考え方

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

障害保健福祉施策は、平成 15 年度の支援費制度の導入により、措置制度から契約制度へ転換され、利用者数も飛躍的に増加し、障害のある人への福祉サービスが拡充されました。

しかし、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとの福祉施設や事業体系が複雑であること、また、精神障害者に対する施策が支援費制度の対象とならなかったことにより、そのサービスが立ち遅れていることも指摘されていました。さらに、福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化などにより、その本来の機能と利用者の実態がかけ離れている状況にもありました。

また、障害のある人の地域生活への移行や就労支援、障害のある人を地域で支える相談支援体制の整備などの新たな課題への対応も求められてきたことから、こうした状況に対応し、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、福祉施設や事業体系の再編と併せて、障害福祉に関するサービス体系全般についての抜本的な見直しが行われました。

本市では、これらの制度改正に対応するため、現行の障害福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標として、その中間段階となる平成 20 年度までを計画期間とする「いなべ市障害福祉計画」を平成 18 年度に策定し、障害のある人が安心して日常生活及び地域生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの提供及び提供基盤の整備に努めてきました。

このたび、現行計画の計画期間が終了することから、本市ではこれまでの計画の進捗状況を踏まえつつ、第 1 期計画で設定した平成 23 年度末に向けた数値目標を基本とした「いなべ市障害福祉計画（第 2 期計画）」を策定し、障害福祉の充実に向けての目標及び各事業量の設定など、具体的な取り組みを明らかにしていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画であり、国の基本指針に即しながら、「みえ障害者福祉プラン」との整合性や広域的な調整を図ったうえで、本市の地域の状況を勘案し、障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制を確保する地域基盤を整備するための計画です。

また、障害のある人の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから、いなべ市における障害者施策の基本方針として策定された「いなべ市障害者計画」及びその他の関連計画との調和が保たれたものとしてします。

障害者自立支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画は、第 1 期計画の実施状況を踏まえ、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の計画期間とします。なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
いなべ市総合計画（平成 18 年度～平成 27 年度）					
員弁郡障害者計画 （平成 15 年度～平成 19 年度）					
		いなべ市障害者計画（平成 23 年度まで）			
いなべ市障害福祉計画（第 1 期）					
			第 2 期いなべ市障害福祉計画（本計画）		

4 計画において定めるべき事項

この計画は、国の示す基本指針（「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）に沿って、次の事項について定めることとされています。

定めることとされている事項

各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

指定障害福祉サービスまたは指定相談支援（サービス利用計画作成）の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

5 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障害福祉サービスの提供体制を整備するため、三重県では「障害保健福祉圏域」を設定しています。

いなべ市は「桑名員弁障害保健福祉圏域」に属し、いなべ市と桑名市、木曾岬町、東員町の 2 市 2 町で構成されています。

第 2 期計画では新たに「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を市町村と県が協働で策定することとなり、いなべ市においてもこの圏域ビジョンを踏まえつつ、広域的な連携のもとで本計画を推進します。

第 2 章 障害のある人を取り巻く状況

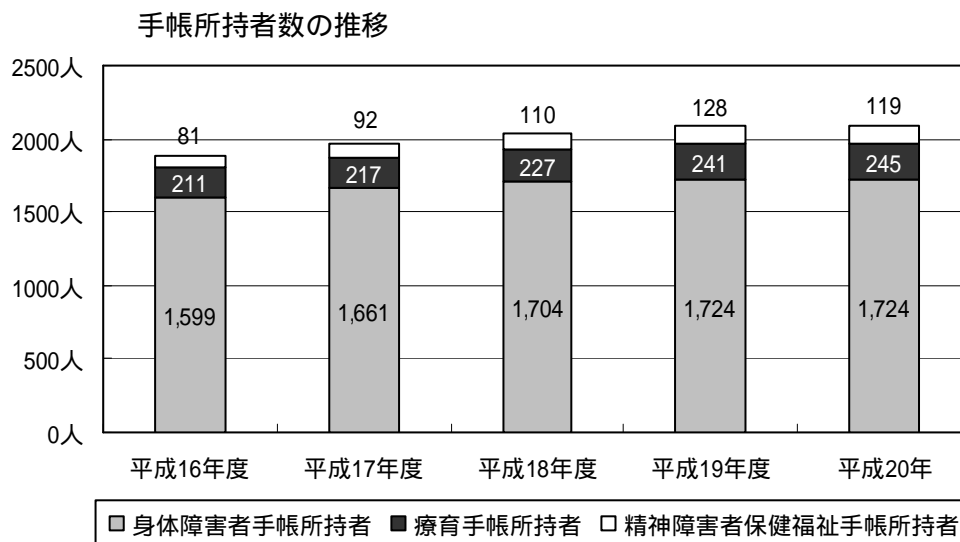
第2章 障害のある人を取り巻く状況

1 手帳所持者数の状況

本市の障害者手帳所持者数は、平成20年4月現在身体障害者手帳所持者数が1,724人、療育手帳所持者数が245人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が119人となっています。

全体では身体障害者手帳所持者が最も多くなっていますが、近年では精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率が最も高くなっています。

特に障害についての知識や理解が進んできていることから、人口に対する手帳所持者数の割合も、特に療育手帳、精神障害者保健福祉手帳で高くなっています。



資料：三重県（各年4月1日）

障害種別障害者数と人口比の推移

単位：人、%

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年
総人口	45,302	45,436	45,326	45,388	45,473
身体障害者手帳所持者数(人)	1,599	1,661	1,704	1,724	1,724
人口比(%)	3.53	3.66	3.76	3.80	3.79
療育手帳所持者数(人)	211	217	227	241	245
人口比(%)	0.47	0.48	0.50	0.53	0.54
精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)	81	92	110	128	119
人口比(%)	0.18	0.20	0.24	0.28	0.26

資料：住民基本台帳、手帳所持者数は三重県（ともに各年4月1日）

2 身体障害者手帳所持者数の状況

本市の障害者手帳所持者数は、平成 20 年 4 月現在 1,724 人となっています。

障害の区分別では、「肢体不自由」が 963 人と最も多く、次いで「内部障害」が 440 人となり、この 2 つの障害で全体の約 81.4%を占めています。

また、障害の等級別で見ると、1 級が 455 人と最も多くなっており、障害程度の重い 1・2 級の人は合わせて 745 人と、全体の約 43.2%を占めています。

障害種別障害者数の推移

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年
視覚障害	106	110	102	103	100
聴覚・平衡機能障害	185	195	202	205	206
音声・言語・そしゃく機能障害	16	15	16	14	15
肢体不自由	905	932	951	958	963
内部障害	387	409	433	444	440
合計	1,599	1,661	1,704	1,724	1,724

資料：三重県（各年 4 月 1 日現在）

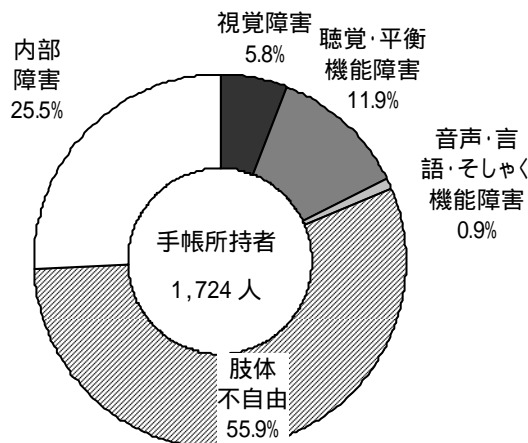
等級別障害者数の推移

単位：人

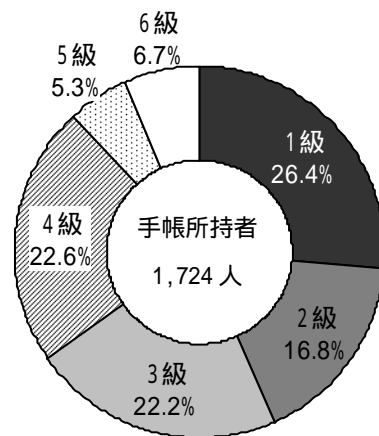
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年
1 級	416	441	449	456	455
2 級	281	283	283	286	290
3 級	349	352	386	382	382
4 級	320	358	361	381	390
5 級	101	96	100	95	91
6 級	132	131	125	124	116
合計	1,599	1,661	1,704	1,724	1,724

資料：三重県（各年 4 月 1 日現在）

障害種別障害者数（平成 20 年 4 月）



等級別障害者数（平成 20 年 4 月）



3 療育手帳所持者数の状況

本市の療育手帳所持者は、平成 20 年 4 月現在 245 人となっています。障害の程度別でみると、A 2 が 94 人と最も多くなっています。

障害者数の推移

単位：人

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年
A 1	30	31	31	37	38
A 2	82	88	93	91	94
B 1	71	71	72	74	75
B 2	28	27	31	39	38
合計	211	217	227	241	245

資料：三重県（各年 4 月 1 日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 20 年 4 月現在で 119 人となっています。障害の等級別でみると、2 級の手帳所持者が 75 人と最も多くなっています。

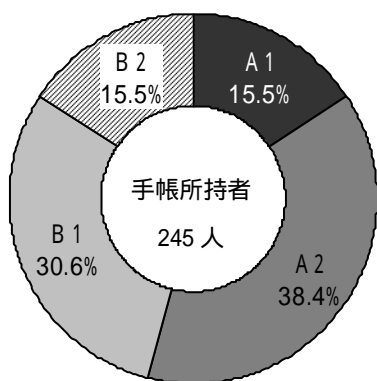
障害種別障害者数の推移

単位：人

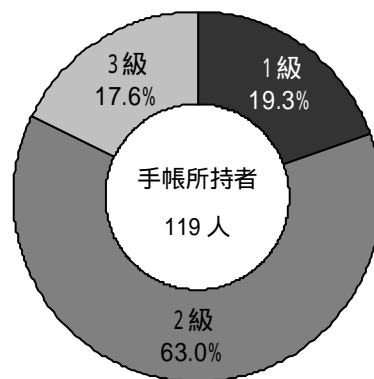
	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年
1 級	15	19	23	22	23
2 級	53	62	73	88	75
3 級	13	11	14	18	21
合計	81	92	110	128	119

資料：三重県（各年 4 月 1 日現在）

療育手帳所持者数（平成 20 年 4 月）



精神障害者保健福祉手帳所持者数
（平成 20 年 4 月）



第3章 サービス利用の現状

第3章 サービス利用の現状

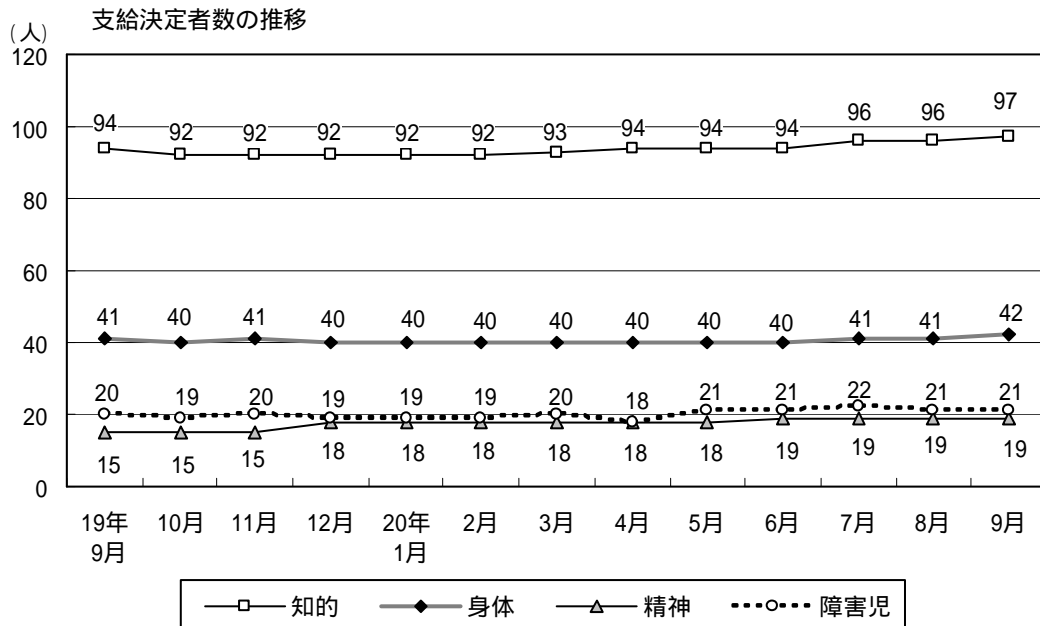
1 障害程度区分認定の状況

(1) 支給決定者数・受給者数の推移

障害程度区分は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害のある人の心身の状態を総合的に示すものとして導入されました。全国統一の調査項目による一次判定をもとに、主治医意見書と特記事項を加えた審査会での二次判定によって、障害程度区分の認定が行われています。

障害者に対する介護給付の必要度は、6段階の障害程度区分で区分されています。介護給付の必要度に応じて、適切なサービス利用ができるよう導入されました。

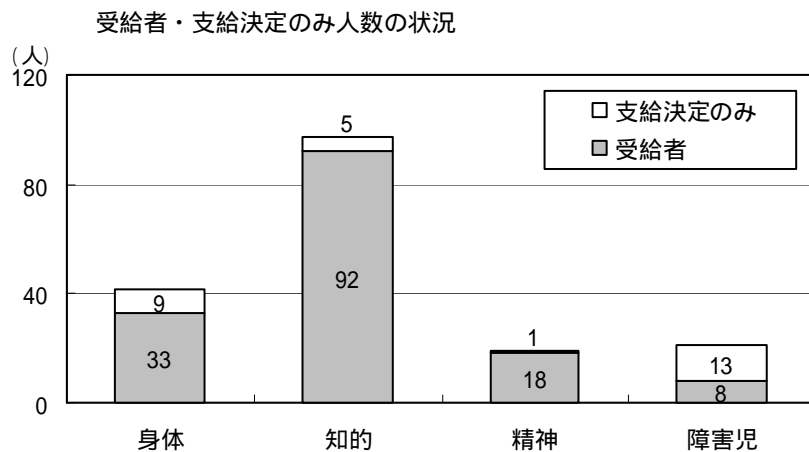
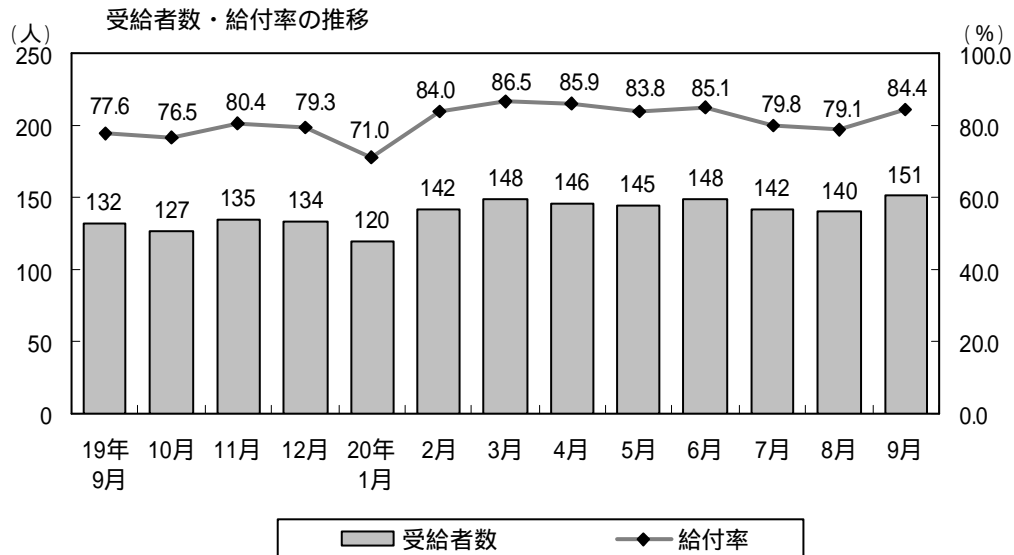
本市における障害福祉サービスの支給決定者数の推移みると、身体、知的、精神、障害児のいずれも微増傾向にあります。



資料：自立支援給付実績より作成

受給者数と給付率の状況を見ると、支給決定を受けた人の8割前後が受給しています。

しかし、知的障害者、精神障害者では支給決定を受けた方の大部分がサービスを受給していますが、身体障害者、障害児ではやや受給者数が少なくなっています。



(2) 受給者の障害程度区分認定の状況

障害程度区分認定別の受給者をみると、身体障害者では区分6が、知的障害者では区分4～6の認定の割合が高くなっています。精神障害者では区分3、4の認定が多くなっています。

障害程度区分の状況

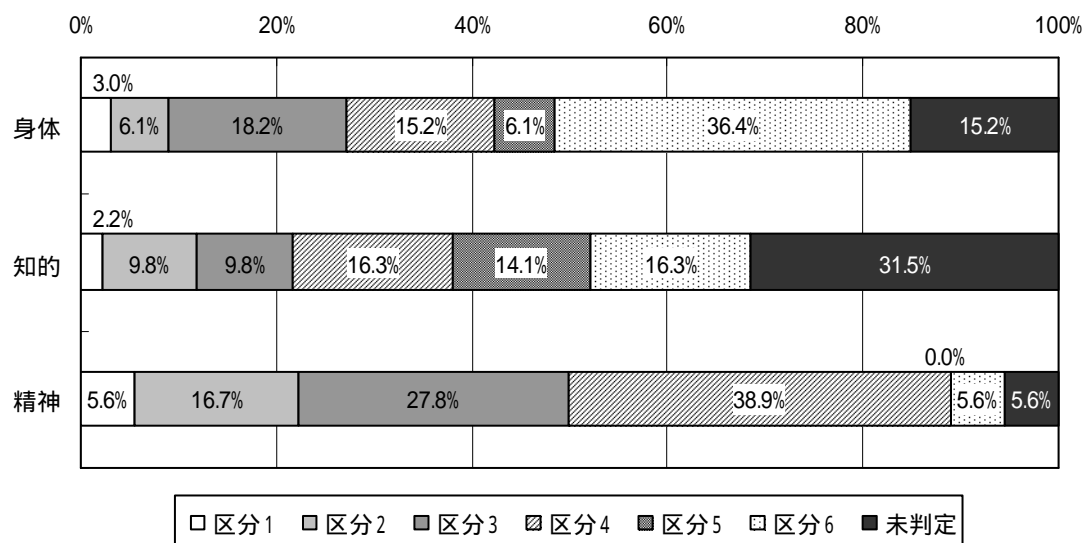
		障害程度区分						全体	
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		未判定
障害者	身体	3	5	6	6	3	14	5	42
	知的	2	9	11	15	14	17	29	97
	精神	1	3	6	7	0	1	1	19
計		6	17	23	28	17	32	35	158

資料：自立支援給付実績より作成（平成20年9月）

サービス受給者の障害程度区分の状況

		障害程度区分						全体	
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		未判定
障害者	身体	1	2	6	5	2	12	5	33
	知的	2	9	9	15	13	15	29	92
	精神	1	3	5	7	0	1	1	18
計		4	14	20	27	15	28	35	143

資料：自立支援給付実績より作成（平成20年9月）



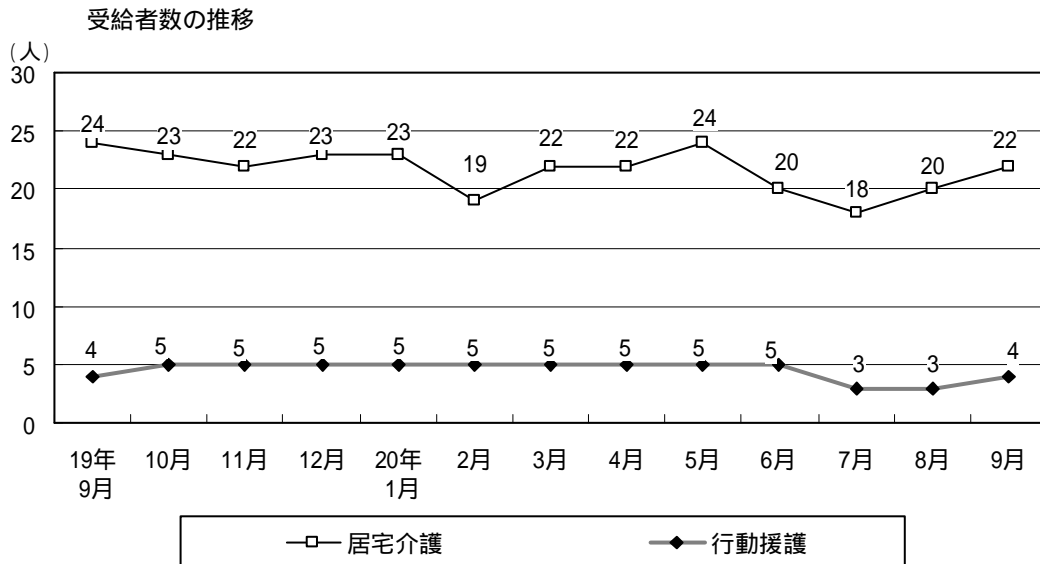
資料：自立支援給付実績より作成（平成20年9月）

2 障害福祉サービスの利用状況

障害者自立支援法による新しいサービスのしくみへの移行は、平成 18 年 10 月からおおむね 5 年かけて順次行われます。よって、本計画期間中においても、障害者自立支援法による新しいサービス（新体系）と障害者自立支援法が施行される前のサービス（旧体系）の両方が利用されることとなります。

(1) 訪問系サービスの利用状況

本市の訪問系サービスの利用者数をみると、利用者数は、居宅介護では各月 20 人前後、行動援護は 3 ~ 5 人の利用がみられます。重度訪問介護、重度障害者包括支援の利用者はありません。



資料：自立支援給付実績より作成

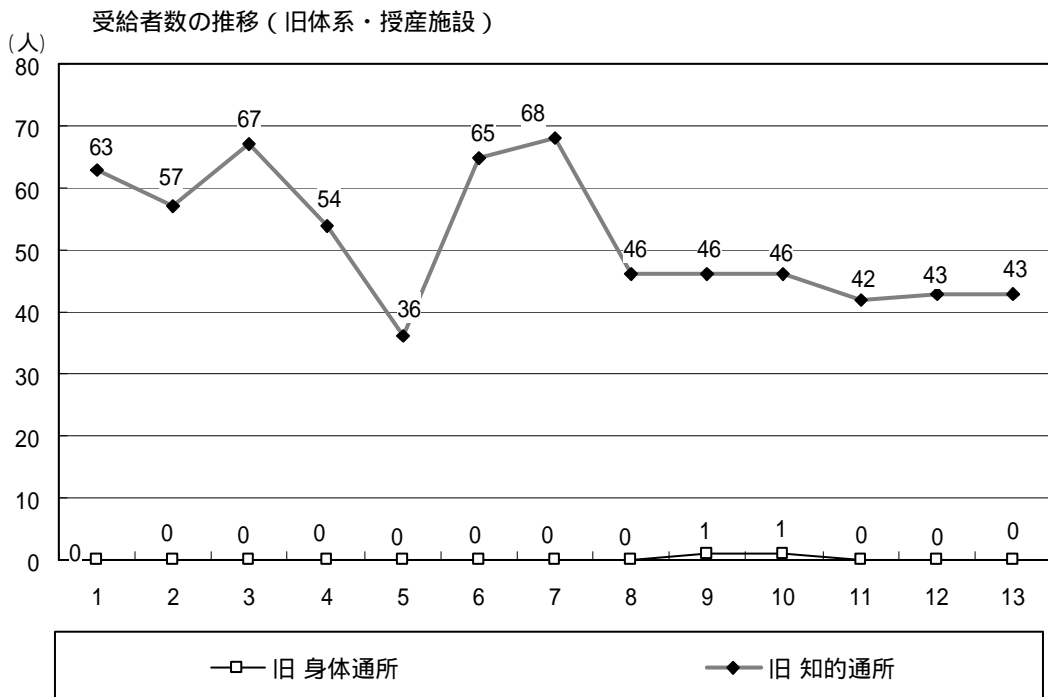
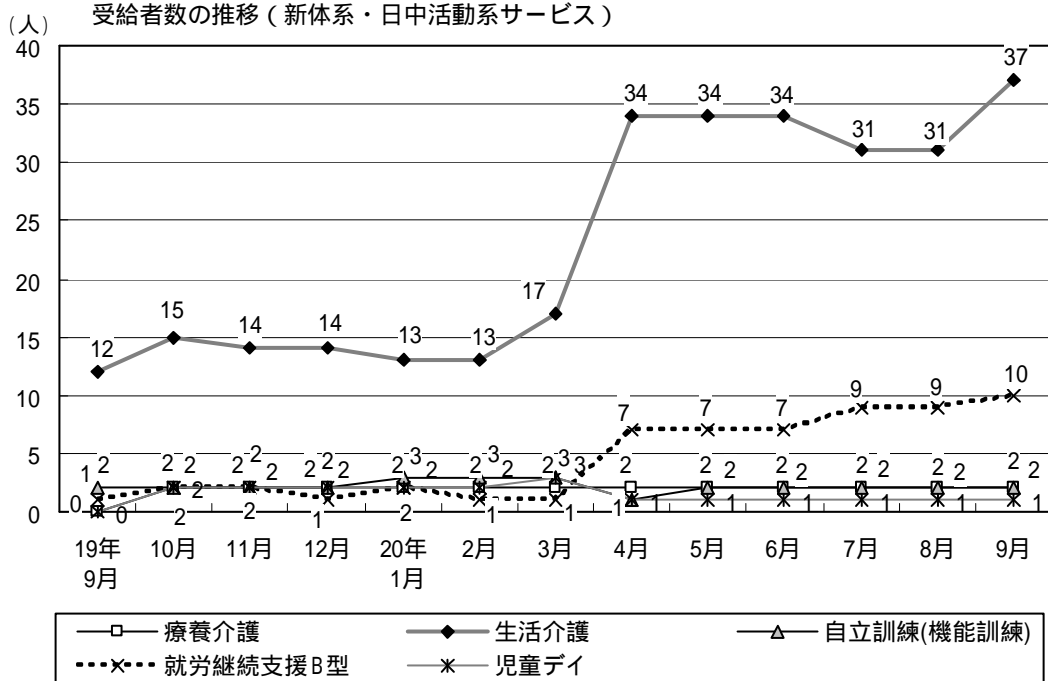
目標値と実績値の比較

給付の種別	サービスの種類	区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
介護給付 (時間分)	居宅介護 (ホームヘルプ)	計画	766	820	880	1,078
		実績	265.0	281.0	296.5	-
	重度訪問介護	計画	0	0	0	0
		実績	0	0	0	-
	行動援護	計画	140	150	160	190
		実績	111.5	62.0	113.0	-
重度障害者包括支援	計画	0	0	0	0	
	実績	0	0	0	-	

単位：時間分...月間のサービス提供時間

(2) 日中活動系サービスの利用状況

本市の日中活動系サービスの利用者数をみると、新体系サービスへの移行により、生活介護、就労継続B型のサービスで受給者数が増加しています。就労移行支援、就労継続A型の利用者はありません。



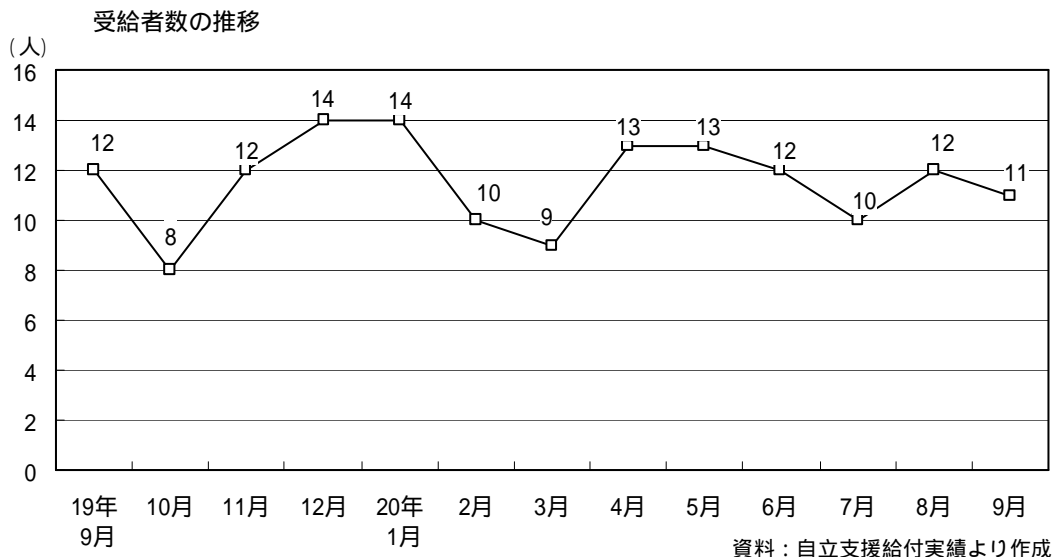
目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護（人日分）	計画	198	572	924	1,100
	実績	151	292	663	-
機能訓練（人日分）	計画	22	22	22	22
	実績	21	44	43	-
生活訓練（人日分）	計画	0	88	110	176
	実績	0	0	0	-
就労移行支援（人日分）	計画	0	154	352	462
	実績	0	0	0	-
就労継続支援・A型（人日分）	計画	0	0	0	22
	実績	0	0	0	-
就労継続支援・B型（人日分）	計画	0	176	418	506
	実績	0	0	148	-
療養介護（人分）	計画	3	3	3	3
	実績	2	2	2	-
児童デイサービス（人日分）	計画	16	25	30	35
	実績	8	15	3	-

単位：人日分...月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(3) 短期入所の利用状況

短期入所の利用状況をみると、各月 10 人～15 人で推移しており、各月で変動がみられます。



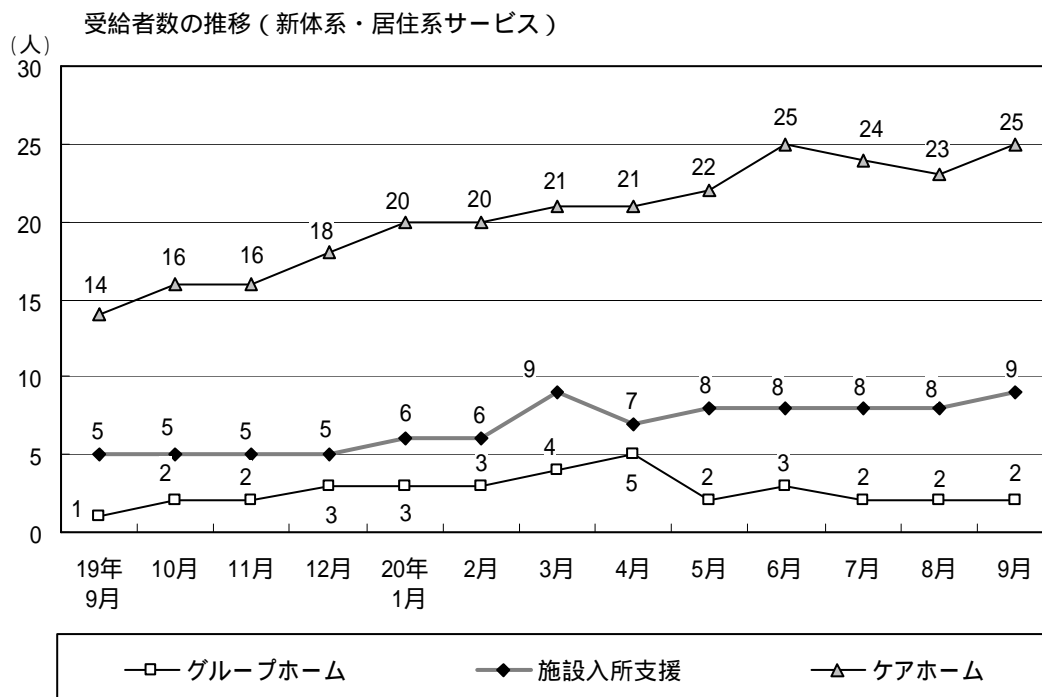
目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所(人日分)	計画	70	78	86	110
	実績	31	32	55	-

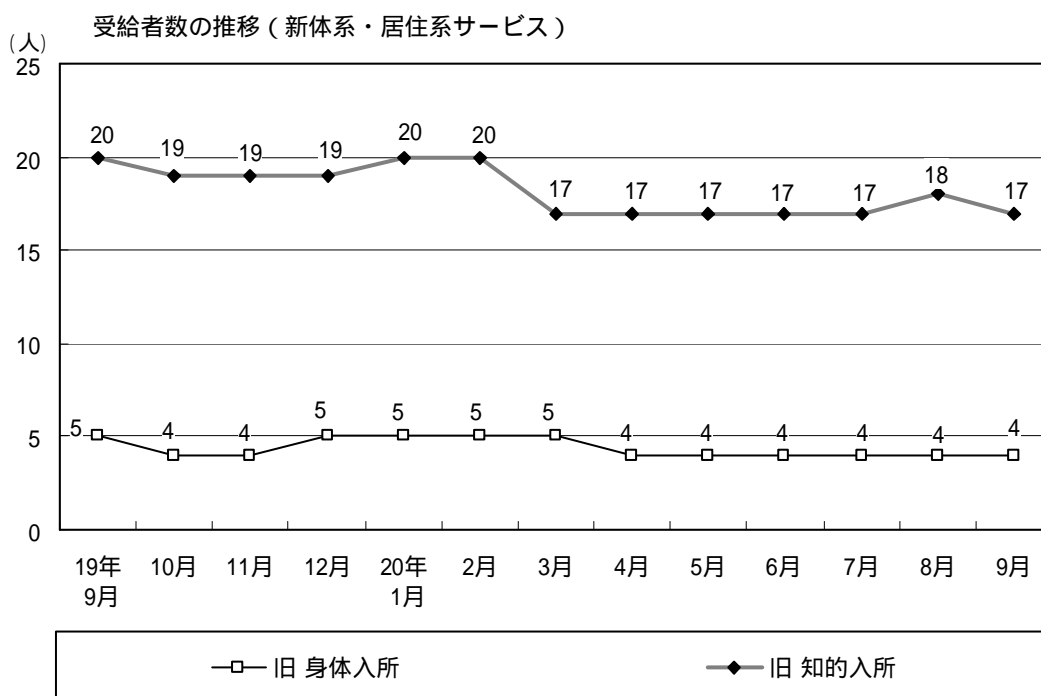
単位：人日分...月間の利用人員×1人1月あたりの平均利用日数

(4) 居住系サービスの利用状況

本市の居住系サービスの利用者数をみると、いずれのサービスも増加傾向にあり、中でも**ケアホーム**の受給者数が増加しています。これは平成19年度、20年度にかけて、基礎整備事業で整備を促進したことによります。



資料：自立支援給付実績より作成



資料：自立支援給付実績より作成

目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助（CH）	計画	1	1	2	10
	実績	12	16	21	-
共同生活介護（GH）	計画	14	16	18	22
	実績	3	2	5	-
施設入所支援（人分）	計画	28	28	26	26
	実績	2	5	7	-

単位：人分...月間の利用人員

（５）相談支援の利用状況

目標値と実績値の比較

サービスの種類	区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
サービス利用計画の作成（人分）	計画	3	7	10	15
	実績	0	2	3	-

単位：人分...月間の利用人員

第4章 計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、「いなべ市障害者計画」の基本理念である「みんなが支え合う いきいきとしたまち いなべ」を踏まえ、障害のある人の自己決定と主体的な生活を支援し、自らの障害に応じた自立生活を地域の中で実現できるよう、自立支援給付、地域生活支援事業をはじめとした各種福祉サービスの充実を図り、地域生活の基盤整備を進めるものとします。

【基本理念】

みんなが支え合う いきいきとしたまち いなべ

【基本的視点】

- (1) 人権の尊重
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域資源の活用
- (4) 社会参加への支援
- (5) 就労支援の強化

2 基本的視点

計画の推進にあたっては、以下の5つの基本的視点のもとに施策の展開を図るものとします。

(1) 人権の尊重

障害の種別や程度あるいは環境などの、それぞれ違いを踏まえつつ、一人の人間としての誇りと尊厳を持ちながら、その人らしく生きることができるよう、人権の尊重を基本として支援に努めます。

(2) 相談支援体制の充実

年齢、障害程度、障害種別ごとに異なる様々な生活場面での問題に対し、総合的かつ連続性のある相談支援体制の充実を図るため、福祉、教育、就労等幅広い分野にわたって市役所内の関係各課及び関係機関等の連携を強めるとともに、近隣自治体との広域的な協力関係を一層重視します。

(3) 地域資源の活用

障害のある人が住み慣れた地域で生活を続けていけるよう、市民一人ひとりが持つ様々な発想、アイデアなどを出しあい地域単位での障害者支援を活性化するとともに、地域のケアマネジメントの機能強化を図ります。

(4) 社会参加への支援

障害のある人が、自由に意志を表示し、活動できるような環境を保障するため、障害福祉サービスの提供体制を整備します。

(5) 就労支援の強化

「働きたい」という意欲や希望のある障害のある人が、能力や適性に応じて働くことができるよう、サービス事業者をはじめ、企業や関係機関と連携しながら障害のある人のさまざまな就労活動への支援を充実します。

3 第2期計画における重点施策

(1) 障害のある子どもへの支援体制づくり

【現状と課題】

障害のある子どもについては、これまでの障害児教育対象の子どもだけでなく、学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある子どもや、軽度の発達障害の子どもへの対応も必要となっています。

いなべ市においては、療育施設や児童デイサービスのサービス提供事業所がなく、障害のある子どもの支援体制が十分とは言えない状況であり、障害のある子どもを含め、支援が必要なすべての子どもとその保護者に対する支援体制の構築が課題となっていました。

いなべ市においては、「いなべ市チャイルドサポート計画」として、保育園、幼稚園や学校をはじめ、健康推進課、学校教育課、こども家庭課、社会福祉課、その他関係機関の相互連携による支援の充実を目指しすべての子どもとその保護者をいなべ市で一体的に支援していくしくみをつくっています。

今後はこの「いなべ市チャイルドサポート(子ども総合支援)」室による取組を推進し、発達障害のある子どもへの対応や、障害のある子どもを含め、支援が必要なすべての子どもとその保護者に対して一体的で切れ目のない支援の充実に努めます。

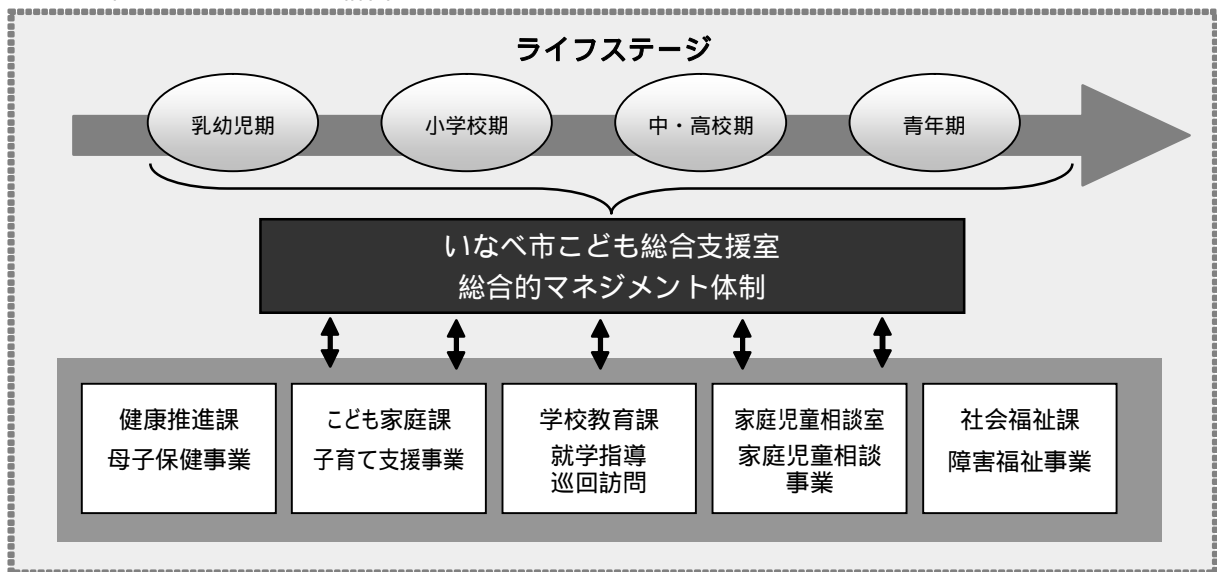
【市民からの声】

- ・障害児の発見が将来にプラスに繋がっていくような支援システム作りを一層お願いします。力の不十分な障害者であるわが子達が、卒業後の長い人生を、その子なりの力を発揮して、生まれ育った地域で暮らせるように、いなべ市に頑張ってもらいたいです。
- ・現在、国においても、他県においても、障害児の早期発見と幼少期からのケアが重要視されています。障害を持つ子の親、家族になってみないと分からないことですが、自分の子が、孫がいつそうなるかわからないのです。少子化対策の一環としても、安心して出産・育児できるよう障害児のサービスを充実させてほしいと思います。順番からいくと、子よりも親の方が先に命がつきるわけで、残される子の問題についても考えていただきたいと思います。
- ・障害者が何才であっても、総合的に支援できる機関、施設(例えば、養育センターや保護者なき後の生活をサポートできる場等)が必要。
- ・子どもの障害に直面したばかりの親は、自ら受けられる制度を調べ、窓口に行き訪ねるようになるまでは大変な時間と労力と勇気がいります。市が行ってみえる母親教室や3歳児健診など、折に触れ、そういった不安を抱いた時に相談できる窓口や支援について話していただける機会をつくってもらえればありがたいです。

【いなべ市における方向性】

必要な時に必要な相談ができる体制づくり
保護者との信頼関係づくり
いなべ市の関係各課・関係機関との連携・調整による必要な支援施策及び情報の共有
保育所、幼稚園、学校への巡回相談指導の実施
福祉部門と教育部門の連携による、子ども・保護者のニーズに応じた一体的な支援

いなべ市チャイルドサポート計画



(2) 障害がある人が働けるしくみづくり

【現状と課題】

障害のある人が自分の能力を活かし、いきいきと働くことができるよう、就労に向けた支援体制の整備が求められています。

障害者自立支援法の施行により、障害のある人の就労支援の取組が強化されました。就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）などのサービスが創設されましたが、一般就労への移行に向けてはまだ課題が多いのが現状です。また、仮に就労したとしても、周囲の理解不足や支援不足など、受け入れ側の準備が十分に整っていないために継続的に働けないといった状況もあります。

そのような中、いなべ市においては、市役所の仕事の中で実習・体験を重ねることで就労支援を効果的に進めていくための、「いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）」が進められています。この事業では、いなべ市及び協力事業所で実習を行い、実習を重ねることで障害特性やできることを把握し、障害適性を支援者が評価することで、障害者本人やその支援者が、障害者にあった仕事を見つけやすくするための支援を行います。

就労に関する支援はその前後において継続して行うことが必要であるため、就労前にいなべ市における実習の中で個々の障害特性と適性を評価し、障害者総合相談支援センターやハローワークにつなげることで、求職、就労後まで途切れのない支援を行います。このような取組をモデルとして、障害者雇用の機運を市全体で高め、一般企業の雇用の拡大と、障害者への理解の促進と障害者雇用の充実に努めます。

【市民からの声】

- ・卒業後の就労先がない。
- ・就労移行支援、就労継続支援（A型）企業内授産所などのサービスが欲しい。

【いなべ市における方向性】

「いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）」の周知による就労に向けたきっかけづくり

就労継続支援等の障害福祉サービス提供事業所等との連携の強化

民間企業との連携による障害者の一般就労に向けた支援

再チャレンジに向けた受け皿・フォロー体制づくりに向けた検討

いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）

いなべ市では、いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）をとおして、一般就労が難しいとされている障害者の就労を支援するため、障害特性や希望に配慮したうえで、実習の場を確保し、実際の職場を活用した各種仕事の体験や実習作業を重ねて、障害者の適性、できることの把握をすることで、その記録を蓄積し、就業へ活用することを目的とした事業を行います。

いなべ市アビレコ活用計画

いなべ市役所、及び民間事業所を「実習」の場として活用

- ・なにができるのか、どういった適性があるのかを知るため、またハローワークなどの就業支援者や企業などの雇用主が障害特性を把握しやすくするために能力評価表を作成
- ・事業を通じて障害がある人の経済的自立、社会的自立へ向けて、歩みだすきっかけづくり

アビレコ活用計画の周知

障害のある人の自発的な就労の機運を高め、「働ける雰囲気づくり、きっかけづくり」をおこなっていくことが重要です。

福祉的就労につく人や在宅の障害者は、自分が「働ける」ということが、うまくイメージできない人も多くいます。

広報誌によるだけでなく事業者や保護者への説明も行っていきます。

各種実習の場の提供、適性評価

いなべ市障害者活動支援センターを活用し、研修を行うことで職業意識の向上や障害特性、課題について一緒に考えていきます。

また、実際の職場を活用して実習を行い、働き方や技能の習得を目指し、仕事の適性を評価していきます。

市内の福祉的就労の場・障害福祉サービス提供事業所との連携

福祉的就労の場や就労支援を行っている事業所との情報交換や連携を図り、いなべ市全体として障害者の就労意識や就労環境の向上、促進を進めていく必要があります。

専門機関との連携

就職活動の支援、職場定着に向けた支援、雇用主に対する助言、関係機関との連絡調整、また生活面の支援を行う障害者就業・生活支援センター事業を相談支援事業所である“そういん”が受託しました。

アビレコ計画を利用した障害者を“そういん”やハローワークにつなげ、切れ目のない一体的な支援を行っていきます。

民間事業所への啓発

全国の障害者雇用率は1.55%、桑名圏域は1.42%（平成19年6月現在）であり、改善傾向にあるものの障害者雇用への理解などを啓発していく必要があります。

(3) 障害がある人が地域で暮らし続けられる居住環境づくり

【現状と課題】

障害のある人やその家族が地域で生活していくうえでの課題としては、将来的な住まいの問題が多くなっています。

いなべ市においても、近年グループホーム、ケアホームの整備が進みつつありますが、地域によっては施設がないところもあり、より一層の充実が求められています。

障害のある人が自立しながら地域で暮らすことのできる居住の場を確保するため、関係機関との連携に努め、グループホームやケアホームの設置促進を薦めていく必要があります。

【市民からの声】

- ・ 住まいの場としてグループホームが必要。
- ・ グループホーム、作業所などの施設の不足
- ・ 藤原町・員弁町にはグループホームがありません。地域での自立した生活のために、必要です。

【いなべ市における方向性】

地域のグループホーム・ケアホームの設置の促進
障害のある人が地域で生活できる体制の整備

4 目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の指針】

平成 23 年度末までに、現在における入所施設の入所者の 1 割以上が地域生活に移行（グループホーム、ケアホーム、一般住宅などに移行）することをめざすとともに、平成 23 年度末時点の施設入所者数を 7 % 以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定します。

施設入所利用者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現入所者数	27 人	平成 17 年 10 月 1 日の入所者数
目標年度入所者数	25 人	平成 23 年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込み	2 人 7.4%	平成 23 年度末段階での削減見込み数と減少割合

【今後の方向性】

ケアホーム、グループホーム等の整備を促進・推進し、地域への移行支援を強化します。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の指針】

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することをめざし、平成 23 年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
現在	32 人	現在の退院可能な精神障害者数
【目標値】減少数	10 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

【今後の方向性】

「精神障害者地域移行支援特別対策事業」（地域移行推進員や地域体制整備コーディネーターの配置など）の活用などによる取組を推進します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定は、現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。

福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者	1 人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労へ移行する者の数	4 人	平成 23 年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【目標値】 *公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数	2 件	平成 23 年度において公共職業安定所の支援を受けて福祉施設から一般就労へ移行した件数
【目標値】 *障害者試行雇用事業の開始者数	1 人	平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者試行雇用事業の開始者数
【目標値】 *職場適応援助者による支援の対象者数	1 人	平成 23 年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職場適応援助者支援の利用者数
【目標値】 *障害者就業・生活支援センターの設置か所数	9 箇所	平成 23 年度における障害者就業・生活支援センターの設置か所数

【今後の方向性】

「いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）」や工賃倍増 5 か年計画、重点施策実施 5 か年計画等を踏まえながら、一般就労に対する取組を一層推進します。

第 5 章 障害福祉サービスの見込み

第 5 章 障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービスの提供

居宅介護(ホームヘルプ)

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護などを総合的に行います。

行動援護

知的障害、精神障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護を行うほか、外出の際の移動支援を行います。

重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人に対して、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護(ホームヘルプ)	利用人数(人/月)	22	29	29	29
	利用時間(時間分/月)	296.5	390.8	390.8	390.8
重度訪問介護	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間分/月)	0	0	0	0
行動援護	利用人数(人/月)	5	6	6	6
	利用時間(時間分/月)	113.0	135.6	135.6	135.6
重度障害者等包括支援	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用時間(時間分/月)	0	0	0	0

「時間分/月」...「月間のサービス提供時間」

【サービス量を確保するための方策】

居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービスは、今後も障害者数の増加、介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。増加するサービス量に対応するため、市内事業者を中心にサービス提供事業者と連携するとともに、新たな事業者の参入を促進します。

また、サービス内容の周知を図るとともに、サービス提供事業者に対しては、人材の育成やサービスの質を向上させるため、各種研修会などの情報提供に努めます。

【市民からの声】

- ・男性ヘルパーが不足している。
- ・訪問介護、居宅介護、ヘルパーさんの人手不足、サービス時間の規制でどうしても低下させていると思います。

（２）日中活動系サービスの提供

生活介護

常時介護が必要な人に対して、障害者支援施設などの施設で、日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	利用人数(人/月)	34	36	83	83
	利用日数(人日分/月)	663	792	1,826	1,826

「人日分/月」…「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【サービス量を確保するための方策】

旧体系の入所施設・通所施設の利用者からの移行を中心に、利用者の増加が予想されます。サービス提供事業者と連携し、新体系への円滑な移行を支援します。

【市民からの声】

- ・生活介護において、利用者3人に対し職員1名の配置が必要であり、職員確保が難しい。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活を営むため、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練(機能訓練)	利用人数(人/月)	2	2	2	2
	利用日数(人日分/月)	21	44	44	44
自立訓練(生活訓練)	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(人日分/月)	0	0	0	0

「人日分/月」...「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【サービス量を確保するための方策】

市内にサービス提供事業所がないため、近隣自治体との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

就労移行支援

就労を希望する人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	利用人数(人/月)	0	0	0	2
	利用日数(人日分/月)	0	0	0	44

「人日分/月」...「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【サービス量を確保するための方策】

国の動向等を注視しつつ、事業の実施について検討を進めます。また、移行を希望する事業所に対しては、新体系への円滑な移行を支援するとともに、いなべ市障害者就労支援事業、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障害のある人の就労支援体制とサービス提供体制の整備を進めます。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型）

雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で、就労移行支援事業により一般企業への雇用に結びつかなかった人や、養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった人などを対象に、雇用に基づく就労機会の提供や一般企業への雇用に向けた支援などを行います。

就労継続支援（B型）

就労の機会を通じて、生産活動にかかわる知識および能力の向上が期待される人で、一般企業などでの就労経験があり、年齢や体力の面から雇用されることが困難な人などに対し、一定の賃金水準に基づく継続した就労機会の提供、雇用形態への移行支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援(A型)	利用人数(人/月)	0	0	0	0
	利用日数(人日分/月)	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	利用人数(人/月)	7	12	42	42
	利用日数(人日分/月)	148	264	924	924

「人日分/月」...「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【サービス量を確保するための方策】

就労継続支援（B型）については、旧体系の授産施設利用者からの移行が予想されます。サービス量を確保するため、サービス提供事業者と連携し、新体系への円滑な移行を支援します。

また、いなべ市障害者就労支援事業、公共職業安定所、サービス提供事業者、企業、学校、相談支援事業者などの関係機関とのネットワークの構築を図り、障害のある人の就労支援体制と工賃の確保なども含めたサービス提供体制の整備を進めます。

療養介護

医療が必要な人であって、常時介護が必要な人に対して、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護など、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行います。いなべ市内にはサービス提供事業所はなく、必要な方は市外の施設を利用しています。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	利用人数(人/月)	2	2	2	2
	利用日数(人日分/月)	44	44	44	44

「人分/月」...「月間の利用人数」

【サービス量を確保するための方策】

市内にサービス提供事業所がないため、近隣自治体との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

児童デイサービス

障害のある児童に対して、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの援助を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	利用人数(人/月)	1	1	1	1
	利用日数(人日分/月)	3	7	7	7

「人日分/月」...「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【サービス量を確保するための方策】

市内にサービス提供事業所がないため、近隣自治体との連携のもと、必要なサービス量を提供できる体制づくりを進めます。

また、「いなべ市チャイルドサポート計画」により障害のある子どもを家庭も含めて一体的に支援する体制を整備します。

短期入所(ショートステイ)

在宅で障害のある方を介護している保護者等が、病気・冠婚葬祭などの場合に、障害者の方が、短期間、施設に宿泊するサービスです。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所(ショートステイ)	利用人数(人/月)	13	12	12	12
	利用日数(人日分/月)	55	39.6	39.6	39.6

「人日分/月」...「月間の利用人員」×「1人1月あたりの平均利用日数」

【サービス量を確保するための方策】

これまでいなべ市内には、短期入所施設はありませんでしたが、平成 20 年 4 月にいなべ障害者活動支援センターに短期入所施設を整備しました。本当に必要な方が、必要な時に利用できるよう、適切なサービス提供体制の整備に努めます。

【市民からの声】

・親が心身面での休養、安らぎを得られるようなショートステイサービスが不足している。

(3) 居住系サービスの提供

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

主として夜間に行われる共同生活を営む住居において、相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助(グループホーム)」と、入浴、排せつ、食事の介護などを行う「共同生活介護(ケアホーム)」を提供します。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成20年度 (実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
共同生活援助(グループホーム)	利用日数(人分/月)	5	3	3	3
共同生活介護(ケアホーム)	利用日数(人分/月)	21	28	28	28

「人分/月」...「月間の利用人数」

【サービス量を確保するための方策】

サービス量を確保するため、サービス提供事業者と連携し、新たな事業者の参入も含め、グループホーム・ケアホームの設置を促進します。

施設入所支援

施設の入所者を対象として、障害者支援施設において、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。また、新体系への移行が完了する平成23年度までは、各施設においてこれまでどおり入所者に夜間のサービスを行います。(旧法施設入所支援)

【サービス見込量】

サービスの種類		平成20年度 (実績)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設入所支援	利用日数(人分/月)	7	16	16	16
旧法施設入所	利用日数(人分/月)	21	17	17	17

「人分/月」...「月間の利用人数」

【サービス量を確保するための方策】

旧体系の入所施設の利用者からの移行と養護学校卒業者などの新規利用者による増加が予想されます。

施設入所支援の適正な利用と近隣自治体との広域的な調整を図るとともに、近隣自治体のサービス提供事業者における新体系への移行状況を注視していきます。

(4) 相談支援（サービス利用計画の作成）

サービス利用計画の作成

障害福祉サービスを利用する人で、サービス利用に関して支援が必要と認められる人に対し、障害福祉サービスの種類や内容などの事項を定めたサービス利用計画の作成などに要する費用（サービス利用計画作成費）を支給します。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	利用日数(人分/月)	3	3	4	5

「人分/月」...「月間の利用人数」

【サービス量を確保するための方策】

障害者相談支援センターそういんと連携し、サービス利用計画が必要な人を適切に支援することができる相談支援体制の整備と充実を図ります。

第 6 章 地域生活支援事業の見込み

第 6 章 地域生活支援事業の見込み

「地域生活支援事業」は、障害者自立支援法第 77 条において市町村を実施主体とし、法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施します。

事業類型	実施事業
(1) 必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業 ・コミュニケーション支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター事業（地域活動支援センター機能強化事業）
(2) 任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者訪問入浴サービス事業 ・知的障害者職親委託制度事業 ・自動車運転免許取得・改造助成事業

(1) 必須事業

相談支援事業

障害のある人や介助者（介護者）などからの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、または障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行います。

【サービス見込量】

事業の種類	平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業（箇所）	1	1	1	1
地域自立支援協議会（箇所）	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業（箇所）	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業（人/年）	0	0	0	1

【サービス量を確保するための方策】

相談支援事業者や保健師などの専門的職員と連携し、障害のある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。今後は、地域自立支援協議会の機能を活かし、中立公平な相談支援事業の実施に努めます。また、相談支援事業の機能を強化するため、成年後見制度の利用支援や住宅入居などの必要な支援を提供できる体制の整備を進めます。

【市民からの声】

- ・相談機関が不足。
- ・親身に相談に乗ってくれるコーディネーターが、身近にいない。知的障害・情緒障害を理解している人に、親身になって話にのってもらえたら、それだけで、解決への糸口が見つかったりすることは多いです。ちょっと立ち寄って相談出来る所や相談できる人が、いなべ市独自に欲しいです。

コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人などに対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者などの派遣を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業	延べ利用人数(人/年)	121	145	174	208
	手話通訳者登録者数	11	11	11	12
要約筆記者派遣事業	延べ利用人数(人/年)	22	26	31	37
	要約筆記者登録者数	10	11	13	15
手話通訳設置事業	設置箇所数(箇所)	1	1	1	1

【サービス量を確保するための方策】

意思疎通に支援が必要な聴覚障害者などに対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。また、人材の確保とサービスの質の向上を図るとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知などに努めます。

【市民からの声】

- ・手話通訳者をもう少し増員してほしい。
- ・事務兼手話通訳者を設置してほしい。医者と看護師との意思疎通をスムーズにしたい。

日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具および住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

【サービス見込量】

事業の種類	平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具 (件/年)	18	19	20	21
在宅療養等支援用具 (件/年)	12	13	13	14
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	18	19	20	21
排泄管理支援用具 (件/年)	220	231	242	254
住宅改修費 (件/年)	6	6	7	7

【サービス量を確保するための方策】

日常生活用具などの給付を必要とする人が、サービスを利用できるように日常生活用具などに関する情報の周知を図るとともに、障害の特性に合った日常生活用具などの給付を行います。

移動支援事業

移動支援事業（ガイドヘルパー派遣事業）

屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進します。

重症心身障害者等通院通所支援事業

医療機関に人工透析療法を受けるために通院する人、または重症心身障害児（者）通所施設に通所する人を対象として、送迎支援を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	延べ利用者数 (人/年)	624	655	687	721
	事業者数 (箇所)	9	9	9	9

【サービス量を確保するための方策】

ガイドヘルパーの養成やサービス見込量の確保と質の向上を図るとともに、障害のある人が利用しやすい体制の構築を図ります。

地域活動支援センター事業(地域活動支援センター機能強化事業)

創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害のある人の社会との交流を促進するために地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供します。また、地域活動支援センターの機能の充実強化を行います。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援 センター事業	延べ利用者数 (人/年)	324	340	357	374
	事業者数 (箇所)	7	7	7	7

【サービス量を確保するための方策】

市内の事業者と連携し、利用者のニーズに合ったサービス提供体制の整備を進めます。

(2) 任意事業

身体障害者訪問入浴サービス事業

重度身体障害者に対して、自宅で訪問入浴サービスを提供することにより、対象者の福祉の増進を図るとともに、介護者の肉体的、精神的負担を軽減することを目的として実施します。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
身体障害者訪問 入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	2
	利用日数	37	40	40	80

知的障害者職親委託制度事業

知的障害者を一定期間、知的障害者の援護に熱意を有する事業経営者などの私人に預け、生活指導および技能習得訓練などを行う事業です。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
知的障害者職親委 託制度事業	実利用者数 (人/年)	5	4	5	5
	事業者数 (箇所)	4	3	4	4

自動車運転免許取得・改造助成事業

障害を持つ方の社会参加を促進するため、自動車運転免許証を取得する際の費用の一部や自身が所有する自動車の改造にかかる費用を助成します。

【サービス見込量】

サービスの種類		平成 20 年度 (実績)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	0	1	1	2
	身体障害者用自動車改造費助成事業	0	3	3	4

ともに年間の実利用者数（人／年）

【地域生活支援事業(任意事業)見込み量を確保するための方策】

サービス内容が利用者のニーズに沿ったものとなるよう、利用ニーズの把握を行うとともに、質の向上と必要量の確保に努めます。また、サービス内容に関する情報提供を進め、サービスを必要とする人が利用できるよう、サービスの周知と利用の促進を図ります。

第7章 地域生活支援体制の整備

第7章 地域生活支援体制の整備

(1) 障害者自立支援法の浸透

関係団体からのヒアリング調査によると、障害者自立支援法の制度が複雑であり、利用者やその家族の制度への理解がまだ十分ではない状況であるという意見が聴かれました。

近年の障害者施策は制度の改正が多くなっているため、サービスを必要とする人が自らの意思でサービスを選択し、利用していくことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、制度やサービス内容の周知を行い、障害者自立支援法の普及と定着に努めていきます。

【市民からの声】

- ・新サービスに移行するにあたり、ますます利用者の負担が多くなることが気になる。それは、金銭的なことだけでなく、書類が多く、何度も役所へ出向いていかなければならない。これは障害者や高齢者にとっては大きな負担である。
- ・どのようなサービスが受けられるのかよく分からない。知らされていない。手続きもむづかしい。
- ・普段の生活の中では制度に直面する機会も少なく、自立支援法そのものがあまり理解しきれていないところが正直なところです。

(2) サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービスの充実を図るためには、事業者の育成・確保を進めていく必要があります。サービス提供事業所等へ情報提供等を行うことにより新規参入を促進するとともに、利用者が事業者選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障害特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業所間の情報交流など連携体制を構築します。

【市民からの声】

- ・新しく事業を開設するにも、初期投資がかかる上に運営負担が低く採算が取れない。
- ・労働条件が悪く、従事者（支援者）の確保が難しい

(3) 自立支援協議会の充実

障害者自立支援法における相談支援事業等を効果的に実施するとともに、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、いなべ市の実情に応じたサービス利用支援、相談支援のネットワーク構築を図るため、市役所内の関係各課の連携をより一層強化するとともに、地域自立支援協議会の機能を生かしていきます。

(4) 就労支援の充実

いなべ市においては、「いなべ市障害者就労支援事業（アビレコ活用計画）」を中心に、障害がある人が一般就労へ移行できるようなしくみづくりを構築していきます。また、その他公共職業安定所や就労に向けた障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援）提供事業者などとの連携のもとで、障害がある人の一般就労への移行を支援していきます。

また、企業との連携、働きかけも継続的に行っていくとともに、福祉的就労の場（就労継続B型）の確保や、三重県で策定している「工賃倍増5か年計画」における取組も踏まえながら、障害がある人が地域で経済的に自立できるような環境づくりに努めます。

第 8 章 計画の評価・推進体制

第 8 章 計画の評価・推進体制

(1) 市役所における推進体制

計画を着実に進めていくためには、本市の関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、総合的に取り組んでいきます。

(2) 県・周辺自治体との連携

県や周辺自治体と連携し、計画の見込量や事業所指定等について必要な調整を図るとともに、障害福祉サービス等にかかわる人材の育成・資質の向上を図ります。

また、適切な利用者負担制度等、障害者施策の一層の充実に向けて国・県へ働きかけていきます。

(3) 評価体制

目標の達成状況を庁内関係各課、また団体等との連携のもとで評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。

資料編

資料編

「いなべ市障害福祉計画（第2期）」を策定するにあたり、障害者自立支援法による障害福祉サービスの提供や利用等に関する課題等を把握し、障害福祉施策検討の参考とするために、ヒアリング調査を実施しました。

概要は以下のとおりです。

（1）ヒアリング実施期間

- ・調査票の配布・回収 : 平成20年10月～11月
- ・面談によるヒアリング調査 : 平成20年11月13日

（2）対象の事業所及び団体

事業所名	面談による聴き取り
社会福祉法人 サンフラワークラブ あじさいの家	平成20年11月13日
医療法人 北勢会	平成20年11月13日
社会福祉法人 いなべ市社会福祉協議会	平成20年11月13日
社会福祉法人 晴山会	平成20年11月13日

団体名
くれよんサークル
コスモス作業所
いなべ聴覚障害者福祉協会
たんぼぼ作業所 わたぼうしの会
いなべ市障害者活動支援センター
すまいるクラブ
ふじわら作業所 家族の会
員弁郡市障がい児（者）を守る会
アプリコット
視覚障害者協会
あらいぶ

いなべ市第2期障害福祉計画

発 行 : いなべ市 社会福祉課

発行年月 : 平成 21 年 2 月
